

第 5 期 加古川市障害福祉計画

第 1 期 加古川市障害児福祉計画

平成 3 0 年 2 月

加 古 川 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の趣旨	2
4 計画の理念	2
5 計画の対象	2
6 計画期間	3
7 計画の策定体制	3
第2章 成果目標	4
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	4
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3 地域生活支援拠点等の整備	6
4 福祉施設から一般就労への移行等	7
5 障がい児支援の提供体制の整備等	10
第3章 活動指標（サービス等の見込量）とその確保のための方策	13
1 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	13
2 日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護）	15
3 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）	18
4 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	20
5 地域生活支援事業	21
6 障害児通所支援等	29
第4章 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項	33
1 虐待の防止	33
2 障害者差別解消の推進	33
3 就労支援と雇用促進	34
4 事業所における利用者の安全確保に向けた取組	34
第5章 計画の推進	35
1 推進体制	35
2 進捗管理及び評価	36

参考資料	37
1 基礎データ	37
2 加古川市障害者施策推進協議会委員名簿	41
3 計画策定の過程	42
4 用語解説	43

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

わが国の障害福祉制度は、市がサービス内容を決定する措置制度から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障がいのある人が個々のニーズに応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、訪問系や日中活動系など様々なサービスを事業者との契約に基づき利用する制度となっています。この制度では、障がいのある人が事業者と対等の関係に立ち、自己決定が尊重され、サービスを選択することができるとともに、利用者が必要とするサービスを提供する体制が適切に整備されていることが重要です。

また、共生社会をめざす方向性、障がいのある人の自立、発達支援を必要とする障がいのある児童への的確な対応の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実が課題となっています。

そのため、長期的な障がい者施策の方向性を示す障がい者基本計画を策定し、施策を推進するとともに、平成32年度までのサービスの提供体制の計画的な整備や地域共生のまちづくりを進めるため、第4期加古川市障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）における取組の実績と課題及び障がいのある人や支援者のニーズを踏まえ、第5期加古川市障害福祉計画（以下「第5期計画」という。）及び第1期加古川市障害児福祉計画（以下「第1期障害児計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、障害者総合支援法第87条第1項に基づく「基本指針」に則したものとし、上位計画である「加古川市基本構想・総合基本計画」や障害者基本法第11条第3項に基づく「加古川市障がい者基本計画」、また「加古川市地域福祉計画」や「加古川市子ども・子育て支援事業計画」その他の関連する計画との整合性を図りました。

3 計画の趣旨

障がいのある人の自立支援や社会参画の観点から、平成32年度を目標年度とする障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定します。また、目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。さらに、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めます。

4 計画の理念

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

障がいのある人の日常生活又は社会生活を営むための支援を行ううえで障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供にあたっては、本人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮することで、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2) 地域生活を支えるサービス等の提供体制の整備

福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を促進し、障がいのある人の地域生活での安心した生活の継続や経済的自立を実現するため、生活支援や就労支援等を行う事業所や関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において障がいのある人が必要とするサービス等の提供体制の整備を図ります。

(3) 障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

障がい児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実を図ります。

5 計画の対象

障害者基本法第2条に定義されている「障害者」であり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

6 計画期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、平成36年度以降、「加古川市障がい者基本計画」と「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を一体的に策定し、3つの計画の一元管理のもと、障がい者（児）施策の更なる推進を図ることとします。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
加古川市 障がい者基本計画	加古川市障がい者基本計画							次期 加古川市障がい者 基本計画		
							(見直し)			
加古川市 障害福祉計画 障害児福祉計画									第7期計画 第3期障害児計画	
	第4期計画	第5期計画 第1期障害児計画(新規策定)			第6期計画 第2期障害児計画					
	(見直し)			(見直し)			(見直し)			

7 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、子育て支援や保健医療等の庁内関係部局、関係機関との協議や、市民に対するアンケート調査、当事者団体などとの意見交換を行いました。また、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する、障害者基本法第36条第4項に基づく加古川市障害者施策推進協議会から意見聴取を行い、パブリックコメントの実施を経て策定しました。

第2章 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

（1）第4期計画の成果目標に対する実績状況

①福祉施設から地域生活への移行

【第4期計画における市の目標値】

平成29年度末の地域生活への移行者見込数（目標値）を28人とする。

福祉施設からの地域移行者については、平成28年度末時点で12人（5.4%）が移行していますが、平成29年度末までの目標値である28人を下回る見込みです。

【実績：平成26年度以降の福祉施設から地域生活への移行者数】

	平成28年度末時点	平成29年度【目標値】
平成26年度以降の 地域移行者数	12人	28人
移行割合	5.4%	12.6%

【参考：平成26年度から平成28年度の3年間における施設退所者の退所先の内訳】

	地域移行	病院	死亡	他施設	その他	合計
人数	12人	8人	10人	2人	1人	33人
割合	36.4%	24.2%	30.3%	6.1%	3.0%	100.0%

②施設入所者数の削減

【第4期計画における市の目標値】

平成29年度末の入所者削減見込数（目標値）を3人とする。

施設入所者数については、基準となる平成25年度末時点の223人から平成28年度

実績では216人で7人減（3.1%減）となっており、現段階では目標値を達成する見込みです。

【実績：第4期計画の成果目標における現状】

	平成28年度末	平成29年度末【目標値】
施設入所者数	216人	220人
削減人数	7人	3人
削減割合	3.1%	1.3%

（2）第5期計画の成果目標

①福祉施設から地域生活への移行

本市における平成28年度末の施設入所者数は216人（基準値）となっています。現在の入所者の状況を踏まえ、「平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本とする」という国の基本指針に則して、平成32年度末における地域移行者の見込（目標値）を20人（9.2%）と設定します。

【第5期計画における成果目標（基準値：216人）】

目標値	移行の割合	説明
20人	9.2%	平成32年度末時点における福祉施設から地域生活への移行者数

②施設入所者数の削減

現在の入所者の状況を踏まえ、「平成28年度末時点における施設入所者数の2%以上を平成32年度末までに削減することを基本とする」という国の基本指針に則して、平成32年度末における削減の見込み（目標値）を5人（2.3%減）と設定します。

【第5期計画における成果目標（基準値：216人）】

入所者見込数	目標値	削減の割合	説明
211人	5人	2.3%	平成32年度末時点における施設入所者の削減人数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して継続的に自分らしい暮らしをするためには、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要です。第5期計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな理念を踏まえて目標を設定します。

【第5期計画における成果目標】

平成32年度末までに、精神障がい者に対する地域生活への移行及び定着のための途切れのない支援の推進や地域理解の醸成、ピアサポーターの活用などを進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある人の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がいのある人やその家族の緊急事態への対応が可能な、「地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）」を整備していく必要があります。

（1）第4期計画の成果目標に対する実績状況

【第4期計画における市の目標】

既存の施設や事業所等が分担して機能を担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が実施できる体制の整備を検討する。

【第4期計画における市の目標達成状況】

地域生活支援拠点等の機能のひとつである相談機能の整備を図るため、加古川市障がい者基幹相談支援センターを設置しました。

（2）第5期計画の成果目標

地域生活支援拠点等の役割として、①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保④人材の確保・養成・連携等

による専門性の確保⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりなどの機能が求められています。第5期計画では、これらの機能を地域全体で充足させるため、必要なサービス事業者の参入や既存の社会的資源の活用を視野に入れ、目標を設定します。

【第5期計画における成果目標】

平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を、他領域にまたがる複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」により整備する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

（1）第4期計画の成果目標に対する実績状況

①福祉施設から一般就労への移行者数の増加

【第4期計画における市の目標値】

平成29年度末の一般就労移行者数（目標値）を22人とする。

福祉施設から一般就労への移行については、直近5年間で移行者が増加しています。

平成28年度は、32人（平成24年度比2.13倍）が一般就労しています。

一般就労する前に利用していた福祉施設の内訳として、近年は就労移行支援事業所以外の事業所（就労継続支援（A型・B型）等）からの一般就労が増えてきています。

今年度の実績見込みについては、平成29年7月末現在で8人が一般就労に移行しています。一般就労への移行は例年年度の下半期に集中するため、目標値を達成する見込みです。

【実績：福祉施設から当該年度内に一般就労した人数】

	実績値					目標値
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移行者数	15人	17人	23人	21人	32人	22人
平成24年度比	-	1.13倍	1.53倍	1.40倍	2.13倍	1.47倍

【参考：一般就労する前に利用していた福祉施設の内訳】

(箇所)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ²
就労移行支援事業所	17	16	14	22	6
就労移行支援事業所以外* ¹	0	7	7	10	2
合 計	17	23	21	32	8

*¹ 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、自立訓練を実施する各事業所

*² 平成 29 年度は平成 29 年 7 月末時点

②就労移行支援の利用者数の増加

【第 4 期計画における市の目標値】

平成 29 年度末の就労移行支援の利用者数（目標値）を 55 人とする。

就労移行支援の利用者については、平成 28 年度は 49 人（平成 25 年度比 1.11 倍）となっています。平成 29 年 6 月の実績では就労移行支援の利用者数は 55 人であり、目標値を達成する見込みです。

【実績：就労移行支援の利用者数】

	実績値				目標値
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	44 人	61 人	52 人	49 人	55 人
平成 25 年度比	-	1.39 倍	1.18 倍	1.11 倍	1.25 倍

③就労移行支援事業所の就労移行率の向上

【第 4 期計画における市の目標値】

就労移行率 30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合（目標値）を 66%とする。

就労移行支援事業所は現在、市内に 3 事業所あり、平成 28 年度実績では 3 事業所中 2 事業所（66%）が目標を達成しています。

(2) 第5期計画の成果目標

①福祉施設から一般就労への移行者数の増加

一般就労への移行者数においては、本市では、年々増加の傾向にあります。とりわけ、平成28年度実績（基準値）は前年から11人増加した32人が一般就労に移行しました。

国の基本指針では、「平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。」となっていますが、国の基本指針どおり平成32年度末の目標値を平成28年度実績の1.5倍以上（48人以上）とした場合、目標達成が困難と考えられることから、平成29年度の実績見込（22人）を基準値とします。したがって、平成32年度末時点における福祉施設から一般就労への移行者の目標値は平成29年度の実績見込（22人）の1.5倍である33人と設定します。

【第5期計画における成果目標（基準値：22人）】

目標値	基準値に対する割合	説明
33人	1.5倍	平成32年度中の福祉施設から一般就労への移行者数

②就労移行支援の利用者数の増加

本市における平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者は49人（基準値）となっています。「平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを目指す。」という国の基本指針に則して、平成32年度末における就労移行支援の利用者見込（目標値）を59人（1.2倍）と設定します。

【第5期計画における成果目標（基準値：49人）】

目標値	基準値に対する割合	説明
59人	1.2倍	平成32年度末における就労移行支援の利用者数

③就労移行支援事業所の就労移行率の向上

国の基本指針では「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。」とあります。市内3事業所のうち2事業所については、平成26年度実績から就労移行率3割以上を達成しており、平成29年度においても達成を見込みます。平成27年8月に開設した事業所の利用者についても、就労への移行が始まっていることから、目標値は市内全ての事業所が就労移行率3割以上を達成すると設定します。

【第5期計画における成果目標】

目標値	説 明
100%	平成 32 年度末の就労移行率 30%以上を達成する就労移行支援事業所の割合 市内の就労移行支援事業所の見込数：3 事業所

④各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率の向上

「各年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。」という国の基本指針に則して、就労定着支援開始1年後の職場定着率（目標値）を80%と設定します。

【第5期計画における成果目標】

目標値	説 明
80%	就労定着支援開始1年後の職場定着率

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

（1）市内の状況

①児童発達支援センターの設置

医療型児童発達支援センターとして、加古川市立こども療育センターを設置しています。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援を実施する事業所数は4事業所ありますが、利用者数は少ない状況です。（平成28年度実績：平均利用者数6人/月）

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児の発達支援を行っている市内の事業所数について、児童発達支援事業所は3事業所、放課後等デイサービスは5事業所あります。(平成29年7月時点)

④医療的ケア児支援の協議の場の設置

未設置となっています。

(2) 第1期障害児計画の成果目標

①児童発達支援センターの設置

加古川市立こども療育センターを中心とした発達障がい児等の療育の充実を図るため、成果目標を次のとおり設定します。

【第1期障害児計画における成果目標】

加古川市立こども療育センターについては、地域の療育支援における中核施設としての機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育の推進を図る。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児が地域の保育所等において、障害の特性に応じた保育・教育が受けられるようにするため、成果目標を次のとおり設定します。

【第1期障害児計画における成果目標】

保育所・学校園・サービス提供事業所・福祉行政担当課の連携を図るため、協議会等を活用した体制の構築を図る。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事業所におけるサービスの質の向上や重症心身障害児の地域における療育の場を確保するため、成果目標を次のとおり設定します。

【第 1 期障害児計画における成果目標】

重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスなどが、身近な地域で利用できる環境を整備する。また、放課後等デイサービスガイドラインの周知や遵守に向けた取組を行う。

④医療的ケア児支援の協議の場の設置

N I C U（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が全国的に増加しており、これらの児童に対しては、病院退院後は、関係機関との連携のもと、障害福祉サービス等に加え、保育、教育での適切な支援が必要となっています。

そのため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、国の指針に則して、次のとおり成果目標として設定します。

【第 1 期障害児計画における成果目標】

平成 30 年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。

第3章 活動指標（サービス等の見込量）とその確保のための方策

1 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

（1）概要

名称	説明
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事などのサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事及び外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。
行動援護	常時介護を必要とする重度の知的障がい者や精神障がい者が対象となります。危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

（2）現状と見込みの考え方

訪問系サービスの利用実績は、年々増加しています。

第4期計画の実績を基に、平成30年度以降の見込量を設定します。

(3) 第4期計画の実績（見込量・実績）、第5期計画の見込量

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系	人/月	実績	280	296	313	329	344	360
		見込量	312	334	357			
	時間/月	実績	6,366	6,595	7,211	7,631	7,836	8,049
		見込量	7,287	7,946	8,659			
居宅介護	人/月	実績	228	242	255	268	282	297
		見込量	239	256	274			
	時間/月	実績	4,125	4,290	4,462	4,641	4,827	5,021
		見込量	4,762	5,217	5,716			
重度訪問介護	人/月	実績	7	7	9	10	10	10
		見込量	8	8	8			
	時間/月	実績	1,385	1,444	1,818	2,020	2,020	2,020
		見込量	1,550	1,679	1,818			
同行援護	人/月	実績	45	47	49	50	51	52
		見込量	65	70	75			
	時間/月	実績	856	861	931	950	969	988
		見込量	975	1,050	1,125			
行動援護	人/月	実績	0	0	0	1	1	1
		見込量	0	0	0			
	時間/月	実績	0	0	0	20	20	20
		見込量	0	0	0			
重度障害者等 包括支援	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
	時間/月	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

（４）見込量確保のための方策

- 福祉施設から地域生活への移行や障がい者の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられるため、サービス提供体制の確保に努めます。
- 質の高いサービスの提供や多様なニーズに対応できるサービス提供体制の構築を図るため、加古川市障害者自立支援協議会などを活用します。

２ 日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、療養介護）

（１）概要

名称	説明
短期入所	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な障がい者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護などのサービスを提供します。障害者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があります。
生活介護	常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分３（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分４）以上、または年齢が５０歳以上で、障害支援区分２（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分３）以上の場合に対象となります。施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（生活訓練）事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等のサービスを提供します。

名称	説明
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者が対象となります。定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着に必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援 (A型)	企業等での雇用が困難な場合で、就労継続支援事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。
就労継続支援 (B型)	企業等での就労経験があっても年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかったり就労継続支援(B型)の利用が適切と判断された障がい者、50歳以上の障がい者、その他一般就労等が困難な障がい者が対象となります。雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
就労定着支援 (平成30年度 から新設)	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等のサービスを提供します。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する場合に対象となります。主に昼間、病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

(2) 現状と見込みの考え方

日中活動系サービスの利用実績は増加傾向にあり、特に就労継続支援(A型)については、事業所数の増加により利用実績は大幅に増加しています。

第4期計画の実績、利用者ニーズ等を基に、平成30年度以降の見込量を設定します。

(3) 第4期計画の実績（見込量・実績）、第5期計画の見込量

区 分		第4期 実績 見込量	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度*1	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
短期入所 (福祉型)	人/月	実績	60	67	70	75	83	86
		見込量	75	80	85			
	人日/月 *2	実績	235	244	280	300	332	344
		見込量	262	280	297			
短期入所 (医療型)	人/月	実績	16	14	16	16	20	20
		見込量	18	18	18			
	人日/月 *2	実績	74	68	80	80	100	100
		見込量	70	70	70			
生活介護	人/月	実績	457	463	477	497	517	533
		見込量	445	455	466			
	人日/月 *2	実績	8,682	8,773	9,063	9,443	9,823	10,127
		見込量	8,622	8,874	9,133			
自立訓練 (機能訓練)	人/月	実績	2	4	4	4	4	4
		見込量	9	10	11			
	人日/月 *2	実績	29	67	64	64	64	64
		見込量	135	150	165			
自立訓練 (生活訓練)	人/月	実績	6	11	11	11	11	11
		見込量	13	15	17			
	人日/月 *2	実績	116	222	220	220	220	220
		見込量	196	214	234			
就労移行支援	人/月	実績	57	56	57	58	59	59
		見込量	45	55	55			
	人日/月 *2	実績	960	978	969	986	1,003	1,003
		見込量	765	935	935			
就労継続支援 (A型)	人/月	実績	90	95	101	108	115	122
		見込量	37	39	41			
	人日/月 *2	実績	1,784	1,908	2,042	2,185	2,338	2,502
		見込量	738	774	813			
就労継続支援 (B型)	人/月	実績	417	481	534	593	659	732
		見込量	421	464	513			
	人日/月 *2	実績	6,952	8,094	8,985	9,974	11,072	12,290
		見込量	7,340	8,218	9,201			
就労定着支援 (平成30年度か ら新設)	人/月	実績	-	-	-	13	15	17
		見込量	-	-	-			
療養介護	人/月	実績	31	33	35	37	37	38
		見込量	36	37	38			

*¹ 平成 29 年度の実績欄は見込量を掲載

*² 人日とは、「月間利用人数」×「1 人の 1 か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

（４）見込量確保のための方策

○加古川市障害者自立支援協議会の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、相互の情報共有を進めるとともに、質の高いサービスの提供や個別ニーズに即したサービス提供体制を構築します。

○事業者の新規参入を促進するため、施設整備に関する補助を行うとともに、様々な情報提供や関係機関等へ働きかけます。

◎重点方策

○地域生活支援拠点等の整備に向けて、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障害がある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。

○医療的ケアや緊急時の利用が可能な施設を確保するため、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

○短期入所（医療型）を確保するため、加古川中央市民病院と密な連携を進めます。

3 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）

（１）概要

名称	説明
自立生活援助 （平成 30 年度から新設）	施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を希望する障がい者が対象となります。 主に夜間、共同生活住居において、相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、日中活動とあわせて主に夜間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

（２）現状と見込みの考え方

共同生活援助の利用実績は増加傾向にあり、見込量を上回っています。第４期計画の実績と利用者ニーズ等を基に、平成３０年度以降の見込量を設定します。

施設入所支援については、成果目標に掲げている地域移行者数を基に、平成３０年度以降の見込量を設定します。

（３）第４期計画の実績（見込量・実績）、第５期計画の見込量

区 分		第４期 実績 見込量	平成２７ 年度	平成２８ 年度	平成２９ 年度* ^１	平成３０ 年度	平成３１ 年度	平成３２ 年度
自立生活援助 （平成３０年度か ら新設）	人/月	実績	-	-	-	5	5	5
		見込量	-	-	-			
共同生活援助	人/月	実績	70	77	81	85	89	93
		見込量	66	70	74			
施設入所支援	人/月	実績	218	216	216	214	212	211
		見込量	220	220	220			

*^１ 平成２９年度の実績欄は見込量を掲載

（４）見込量確保のための方策

○地域生活への移行促進のため、適切なケアマネジメントにより、入所を必要とする方の待機状態の解消に努めます。

◎重点方策

- 精神科病院や入所施設との連携を図るとともに、障害福祉サービスの利用等により、病院・施設からグループホーム等地域生活への移行を促します。
- グループホーム事業者の新規参入を促すため、施設整備に関する補助を実施します。
- 障がいのある人の地域での生活の継続や、病院等からの地域移行を進めるために、地域生活支援拠点等を整備し、複数の関係機関の有機的なネットワークを構築します。
- 地域生活支援拠点等の整備に向けて、専門的な人材の確保・養成を図ります。

4 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

（１）概要

名称	説明
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するために、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。
地域相談支援 （地域移行支援）	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスを提供します。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅でかつ単身等の状況で生活する障がい者に対して、当該障がい者と常時連絡の取れる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談や見守りその他の便宜を供与するサービスを提供します。

（２）現状と見込みの考え方

計画相談支援については、障害福祉サービスの支給決定者数の増加に伴い、利用実績も年々増加しています。第４期計画の実績を基に、平成３０年度以降の見込量を設定します。

（３）第４期計画の実績（見込量・実績）、第５期計画の見込量

区 分		第４期 実績 見込量	平成２７ 年度	平成２８ 年度	平成２９ 年度* ^１	平成３０ 年度	平成３１ 年度	平成３２ 年度
計画相談支援	支給決定人数 * ^２	実績	1,332	1,561	1,662	1,714	1,768	1,823
		見込量	1,536	1,581	1,626			
	モニタリング 件数/月	実績	246	312	344	355	366	377
		見込量	630	648	667			
地域相談支援 （地域移行支援）	人/月	実績	3	1	5	5	6	7
		見込量	4	5	6			
地域相談支援 （地域定着支援）	人/月	実績	5	4	5	5	5	5
		見込量	2	2	3			

*^１ 平成２９年度の実績欄は見込量を掲載

*^２ 年度末時点

(4) 見込量確保のための方策

- 計画相談支援の提供体制の整備のため、引き続き相談支援事業者に対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促します。
- 加古川市障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談支援に関する研修会を実施するとともに、県が開催する研修の受講者数増及び受講枠の確保に努めます。

◎重点方策

- 障がいのある人の地域における生活の維持、継続を図るため、地域生活支援拠点等を整備し、複数の関係機関の有機的なネットワークを構築します。
- 加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの形成や相談支援専門員の質の向上により、地域全体の相談支援体制の強化を図ります。

5 地域生活支援事業

(1) 概要

名称	説明
理解促進研修・啓発事業	「障害者週間」啓発のためのポスター展示や、福祉サービス事業所の授産品販売、障害福祉に関する講演会、講座等の実施により、障がい者への理解の向上を図ります。
自発的活動支援事業	障がい者団体やボランティア団体の活動など、自発的な取組に対し支援を行います。
相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。	
障害者相談支援事業	ピアカウンセリング 障がい者本人同士または障がい者を家族に持つ者同士など、同じ悩みを持つ仲間が相談に乗り、悩みをその人自身で克服できるよう支援します。
	基幹相談支援センター 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担うため設置している基幹相談支援センターにおいて、専門の資格を有する相談員を配置し、相談支援機能の充実を図ります。

名称	説明
成年後見制度利用支援事業	自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成により、成年後見制度の利用を支援することで障がい者の権利擁護に努めます。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣、市の窓口への手話通訳者の設置などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター機能強化事業	
地域活動支援センターでは、利用者へ創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業（基礎的事業）を実施するとともに、以下に示す機能強化事業のいずれかを実施します。	
I 型	専門職員（社会福祉士や精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成などを行います。
II 型	機能訓練、社会適応訓練または入浴等のサービスを実施します。
III 型	地域の障がい者団体等が通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の提供などを実施します。

名称	説明
その他事業	
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者（児）に、居室その他の設備の利用を提供することにより、障がい者（児）の地域生活を支援します。
訪問入浴事業	家庭において自力で、または家族の協力があっても、入浴が困難な障がい者（児）に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、また、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）等のために支援を行います。
スポーツ・レクリエーション事業	障がい者（児）の体力増強、交流促進、余暇の充実等に資するため、スポーツ教室等の障がい者（児）がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障がい者（児）の芸術文化活動の振興を目的とした作品展を開催します。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者（児）のために、点字による市広報紙など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
点訳奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がい者を支援する人材を養成します。
朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がい者を支援する人材を養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自動車改造に要した費用の一部を助成します。
虐待防止対策事業	障害者虐待防止センターを中心として、制度の普及啓発など虐待防止に関する取組の充実を図ります。
知的障害者職親委託事業	知的障がい者の自立・更生を図るため、更生援護に熱意を有する事業経営者（職親）に預け、生活指導、技能習得訓練を行います。

（２）見込みの考え方

第４期計画の実績とともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例の推進並びに障がい者等のニーズなどを基に、第５期計画の見込量を設定します。

(3) 第4期計画の実績（見込量・実績）、第5期計画の見込量

①理解促進研修・啓発事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度* ¹	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
理解促進研修・啓 発事業	実施	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	有無	見込量	実施	実施	実施			

*¹平成29年度の実績欄は見込量を掲載

②自発的活動支援事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度* ¹	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
自発的活動支援 事業	実施	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	有無	見込量	実施	実施	実施			

*¹平成29年度の実績欄は見込量を掲載

③相談支援事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業 (ピアカウンセリング)	障害 種別	実績	2	3	3	3	3	3
		見込量	2	2	2			
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	設置 有無	実績	-	-	-	有	有	有
		見込量	-	-	-			
機能強化事業 (障害福祉なんでも相談)	障害 種別	実績	3	3	3	-	-	-
		見込量	3	3	3			

*¹平成29年度の実績欄は見込量を掲載

④成年後見制度利用支援事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人	実績	0	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			

*¹平成29年度の実績欄は見込量を掲載

⑤成年後見制度法人後見支援事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法 人後見支援事業	実施	実績	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
	有無	見込量	実施	実施	実施			

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

⑥意思疎通支援事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣 事業	派遣 件数	実績	973	885	960	976	992	1,009
		見込量	841	883	927			
要約筆記者派遣 事業	派遣 件数	実績	57	33	20	25	30	35
		見込量	39	43	47			
手話通訳者設置 事業	設置 人数	実績	2	2	2	2	2	2
		見込量	2	2	2			

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

⑦日常生活用具給付等事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護訓練支援用 具	給付 件数	実績	15	28	30	31	33	35
		見込量	27	30	33			
自立生活支援用 具	給付 件数	実績	39	48	52	54	56	58
		見込量	32	33	35			
在宅療養等支援 用具	給付 件数	実績	45	49	53	55	57	59
		見込量	36	38	41			
情報・意思疎通 支援用具	給付 件数	実績	42	50	54	56	58	60
		見込量	49	51	54			
排せつ管理支援 用具	給付 件数	実績	5,393	5,588	5,957	6,208	6,469	6,741
		見込量	5,158	5,329	5,505			
住宅改修費	給付 件数	実績	5	12	13	14	15	16
		見込量	10	12	14			

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

⑧手話奉仕員養成研修事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成 研修事業	研修 修了 人数	実績	13	8	17	19	21	23
		見込量	26	29	32			

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

⑨移動支援事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	利用 人数/ 年	実績	1,403	1,462	1,521	1,582	1,646	1,712
		見込量	1,187	1,263	1,344			
	利用 時間/ 年	実績	12,778	12,786	12,794	12,802	12,810	12,818
		見込量	10,694	11,198	11,726			

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

⑩地域活動支援センター機能強化事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター 機能強化事業		実績 (箇所)	14	11	10	14	14	14
		見込量	9	9	9			
		実績 (利用者数)	94	91	94	115	115	115
		見込量	132	132	132			
	Ⅰ 型	実績 (箇所)	4	2	1	4	4	4
		見込量	1	1	1			
		実績 (利用者数)	25	15	17	25	25	25
		見込量	34	34	34			
	Ⅱ 型	実績 (箇所)	5	5	5	5	5	5
		見込量	3	3	3			
		実績 (利用者数)	37	50	58	58	58	58
		見込量	44	44	44			

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	Ⅲ型	実績 (箇所)	5	4	4	⇒	5	5	5
		見込量	5	5	5				
		実績 (利用者数)	32	26	19		32	32	32
		見込量	54	54	54				

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

⑪その他事業

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉ホーム事業	人/年	実績	4	4	3		3	3	3
		見込量	4	4	4				
訪問入浴事業	回/年	実績	112	123	345		384	384	384
		見込量	105	105	105				
日中一時支援事業	回/年	実績	2,275	2,348	2,419		2,492	2,567	2,645
		見込量	2,808	2,982	3,166				
スポーツ・レクリ エーション事業	人/年	実績	247	239	325		350	375	400
		見込量	334	364	397				
点字広報等発行事 業	部/年	実績	1,081	1,064	1,140	⇒	1,379	1,379	1,379
		見込量	1,379	1,379	1,379				
点訳奉仕員養成研 修事業	人/年	実績	7	6	8		20	20	20
		見込量	20	20	20				
朗読奉仕員養成研 修事業	人/年	実績	23	14	20		20	20	20
		見込量	20	20	20				
自動車運転免許取 得費助成事業	人/年	実績	3	3	2		4	5	6
		見込量	2	3	4				
自動車改造費助成 事業	人/年	実績	5	11	6		10	11	12
		見込量	8	9	10				
虐待防止対策事業	箇所/ 年	実績	1	1	1		1	1	1
		見込量	1	1	1				
知的障害者職親委 託事業	延人数 /年	実績	12	12	12		12	12	12
		見込量	12	12	12				

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

(4) 見込量確保のための方策

①相談支援事業

- ピアカウンセリングの周知・普及啓発の推進に努めるとともに、利用しやすい実施方法の再検討を行います。
- 総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、加古川市障がい者基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

②成年後見制度利用支援事業

- 利用者の拡大につながるよう、成年後見制度の周知を図ります。

③意思疎通支援事業

- 設置手話通訳者の複数名配置を行い、窓口の意思疎通における合理的配慮を推進するとともに、派遣手話通訳者の体制の充実に努めます。
- 要約筆記者の養成に努めるとともに、派遣要約筆記者の体制の充実に努めます。

④日常生活用具給付等事業

- 日常生活用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じ給付対象品目に追加するなど事業の更なる充実に努めます。

⑤手話奉仕員養成研修事業

- 手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保に繋がります。

⑥移動支援事業

- 利用者ニーズの把握とともに、事業者の新規参入の促進や支援者向け研修の周知を図りながら、社会参加の機会確保に向けた体制整備に努めます。
- 地域生活支援拠点等の整備に向けて、専門的な人材の確保・養成を図ります。

⑦地域活動支援センター機能強化事業

- 創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るため、地域活動支援センターの機能の充実強化に努め、障がい者等への地域生活支援を促進します。

⑧その他事業

○利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

◎重点方策

○日中一時支援事業所と連携し、学校の長期休業中における医療的ケアの必要な障がい児の受け入れや緊急時対応ができる環境の整備に努めます。

○加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例に基づく施策について、加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会にて具体的な実施事業内容を検討し、施策を推進していきます。

（手話を学ぶ機会の提供等に関する施策、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策、環境の整備に関する施策やコミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策など）

6 障害児通所支援等

（１）概要

名称	説明
児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度から新設）	重度の障害等により外出が困難な障がい児に対して居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・小学校等に通う障がい児に対して、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援等を行います。
医療型児童発達支援	上・下肢または体幹の障がいのある未就学の児童に、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、障害児支援利用計画を見直します。

名称	説明
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（平成 30 年度から新設）	多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。
教育と福祉の協議の場の設置（平成 30 年度から新設）	教育と福祉の協議の場として、教育関係職員と福祉関係職員の相互理解を深め、障がい児支援を効果的かつ総合的に行うための方策を探り、更なる連携を推進するために設置するものです。
障がい児の相談窓口の設置（平成 30 年度から新設）	障がい児（の家族）にかかる相談は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶため、総合的な見地から適切な分野につなぐために設置するものです。

（２）現状と見込みの考え方

障害児通所支援等の利用実績は、年々増加しています。放課後等デイサービスについては、平成 28 年度から見込量を大幅に上回っています。要因としては、一人当たりの利用日数の増加や事業所数の増加等が挙げられます。

第 4 期計画の実績を基に、平成 30 年度以降の見込量を設定します。

（３）第 4 期計画の実績（見込量・実績）、第 1 期障害児計画の見込量

区 分		第 4 期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人/月	実績	110	133	153	173	193	213
		見込量	100	130	160			
	人日/月 * ²	実績	1,267	1,387	1,683	1,903	2,123	2,343
		見込量	1,200	1,560	1,920			
居宅訪問型児童 発達支援（平成 30年度から新 設）	人/月	実績	-	-	-	5	5	5
		見込量	-	-	-			
	人日/月 * ²	実績	-	-	-	55	55	55
		見込量	-	-	-			
放課後等デイサ ービス	人/月	実績	274	322	400	450	500	550
		見込量	290	320	350			
	人日/月 * ²	実績	2,682	3,438	4,400	4,950	5,500	6,050
		見込量	2,320	2,560	2,800			

区 分		第4期 実績 見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度* ¹	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	人/月	実績	2	6	7	8	9	10
		見込量	15	15	15			
	人日/月 * ²	実績	2	7	7	8	9	10
		見込量	30	30	30			
医療型児童発達支援	人/月	実績	12	15	15	15	15	15
		見込量	14	14	14			
	人日/月 * ²	実績	97	117	120	120	120	120
		見込量	98	98	98			
障害児相談支援	支給決定人数 * ³	実績	430	536	618	698	778	858
		見込量	365	415	465			
	モニタリング 件数/月	実績	84	120	136	154	171	189
		見込量	140	159	178			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（平成30年度から新設）	人	実績	-	-	-	1	1	1
		見込量	-	-	-			
教育と福祉の協議の場の設置（平成30年度から新設）	設置 有無	実績	-	-	-	設置	設置	設置
		見込量	-	-	-			
障がい児の相談窓口の設置（平成30年度から新設）	設置 有無	実績	-	-	-	設置	設置	設置
		見込量	-	-	-			

*¹ 平成29年度の実績欄は見込量を掲載

*² 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

*³ 年度末時点

（４）見込量確保のための方策

①児童発達支援・放課後等デイサービス

- 重症心身障害児、特に医療的ケアが必要な児童の対応が可能な事業者の新規参入の促進に努めます。
- 加古川市障害者自立支援協議会等を活用し、サービスの支援内容の適正化と質の向上に努めます。
- 市関係部局と連携し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等において、障がい児やその保護者の利用ニーズに応じた受け入れ体制の整備を推進します。

②医療型児童発達支援

- 利用ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

③保育所等訪問支援

- 利用しやすい体制整備を目指して、関係機関へ周知を図るとともに、加古川市障害者自立支援協議会等を活用して、保育所・学校園・サービス提供事業所と連携を図る取組を行います。

④障害児相談支援

- 障害児相談支援の提供体制を整備するため、引き続き相談支援事業者に対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促します。
- 加古川市障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談支援に関する研修会を実施するとともに、県が開催する研修の受講者数増及び受講枠の確保に努めます。

◎重点方策

- 障がいのある人が地域における生活を維持、継続できるように、地域生活支援拠点等を整備し、複数の関係機関の有機的なネットワークを構築します。
- 加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの形成や相談支援専門員の質の向上により、地域全体の相談支援体制の強化を図ります。
- 医療的ケア児支援の協議の場を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。
- 加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心に、教育と福祉の連携強化を図ります。
- 地域生活支援拠点等の整備に向けて、専門的な人材の確保・養成を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 虐待の防止

○体制の整備と周知

障がいのある人に対する虐待の未然の防止や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等に取り組むため、加古川市障がい者虐待防止センターや加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関との連携による効果的な体制の整備を行います。また、市民や事業者に対して「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨や内容を周知します。

○緊急時の対応

虐待を受けた障がいのある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保します。

○事業者に対する指導・助言

事業所に対して、障害者虐待防止研修受講の徹底や虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、あらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。

○相談支援事業所への周知・啓発

加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業者のネットワークを活用し、相談支援事業者に対して、虐待の早期発見及び関係機関との連携の重要性について周知します。

2 障害者差別解消の推進

○事業者による合理的配慮の提供の促進

障害者差別解消法において努力義務とされている事業者による合理的配慮の提供を促進するために、合理的配慮の提供に要する費用の一部を助成する制度を実施します。

○啓発活動の実施

合理的な配慮について理解を促進するために、パンフレットを活用した啓発活動を実施します。また、障がいのある人に対する理解を深めるため、障害者週間等を実施する啓発活動や市庁舎における障害福祉施設の授産製品販売フェアの開催など、さまざまな機会や場を通じて相互理解のための取組を実施します。

○障害者差別解消支援地域協議会の設置

差別事例の共有・分析、対応の適否についての意見交換や障害者差別解消を主体的に行う関係機関とのネットワーク作りを行うため、既存協議会を活用し、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。

3 就労支援と雇用促進

○障がい者雇用に関する周知・啓発

事業者における障害者の雇用の促進等に関する法律の改正による障がい者雇用率の達成を図るため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、事業者に対して障がい者雇用の促進について周知・啓発を行います。

○就労支援体制の活用

障がい者の就労移行や就労継続などの課題解決を図るため、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関など関係機関とのネットワークを活用した就労支援を行います。

○本市における障がい者雇用への取組

本市において、障がい者雇用率の確実な達成とともに、障がい者の雇用・就労機会の創出を図るため、障害福祉施設等の授産製品の優先調達や就労訓練活動事業による就労機会の提供に努めます。

4 事業所における利用者の安全確保に向けた取組

○事業所の災害等に対する備えの意識啓発

事業所において、火災、地震、台風などの災害時においても利用者の安全を確保するため、加古川市障害者自立支援協議会で作成した「防災チェックシート」等を活用するなど、事業者に対して日頃からの備えに関する意識啓発を行います。

○地域に開かれた施設となる取組に対する支援

災害をはじめとする緊急時において、事業所だけでなく地域住民との関わりを通じて利用者の安全を確保できるよう、平常時から地域住民との良好な関係を構築する事業者の取組について支援するとともに、ヘルプカードや避難行動要支援者制度などの活用を促進し、地域におけるつながりの強化を図ります。

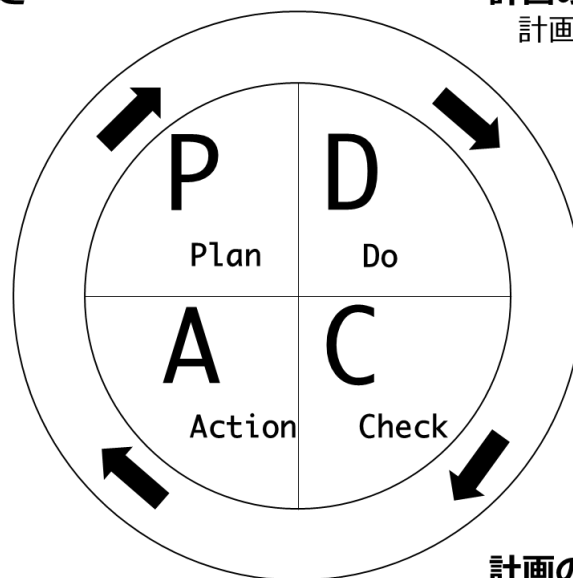
第5章 計画の推進

1 推進体制

計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするため、施策展開プラン等を活用したPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、毎年、計画の進捗状況を加古川市障害者施策推進協議会に報告し、意見を求めることとします。また、障がい者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照らし合わせた現状の把握に努めるものとします。なお、計画は「加古川市障がい者基本計画」と整合性を図りながら評価・見直しを行うことで、2つの計画に掲げる施策の着実な実施をより推進することとします。

計画の策定・改定
計画の策定

計画の実行
計画に基づく取組の実施



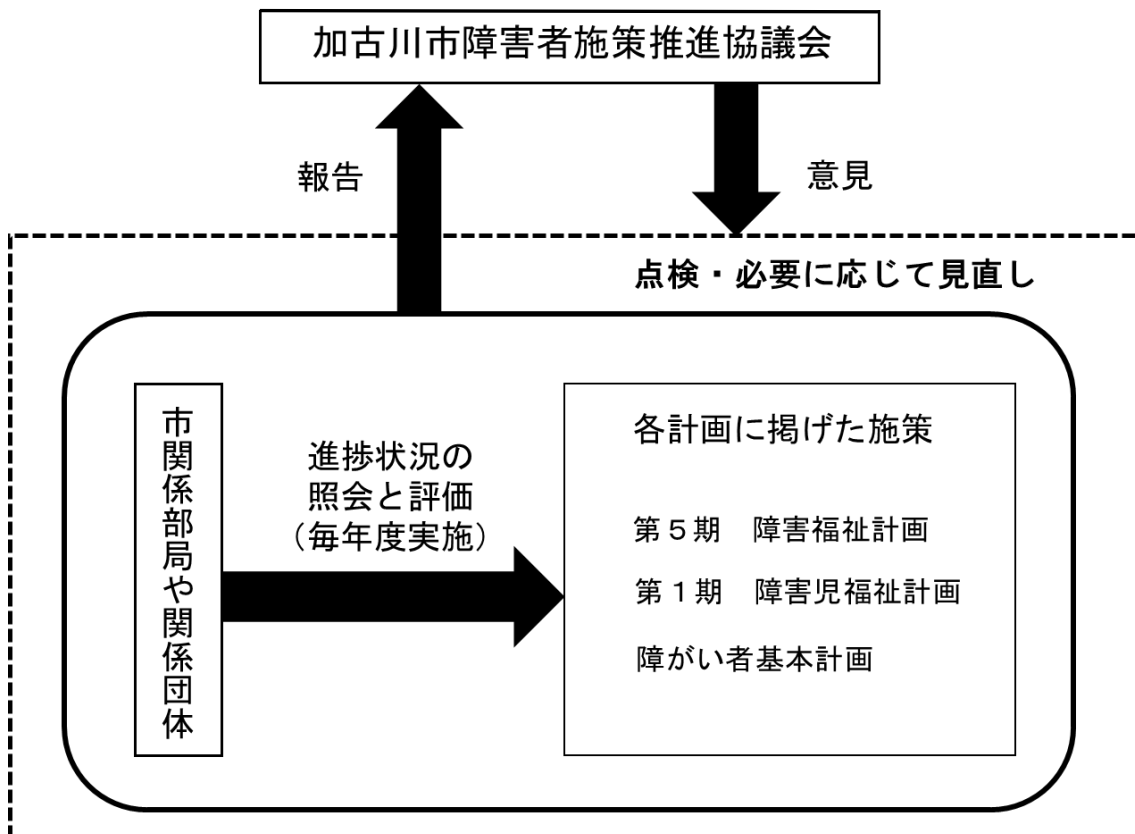
計画の見直し
計画の見直しと新たな目標の確認

計画の評価
①取組状況の評価
②新たな課題の抽出
③取組内容の改善

2 進捗管理及び評価

施策等を実施する市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の実施状況の確認を行ったうえで、計画の達成状況の点検、評価について、加古川市障害者施策推進協議会に報告します。

また、計画の達成状況の点検、評価に対する協議会の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



参考資料

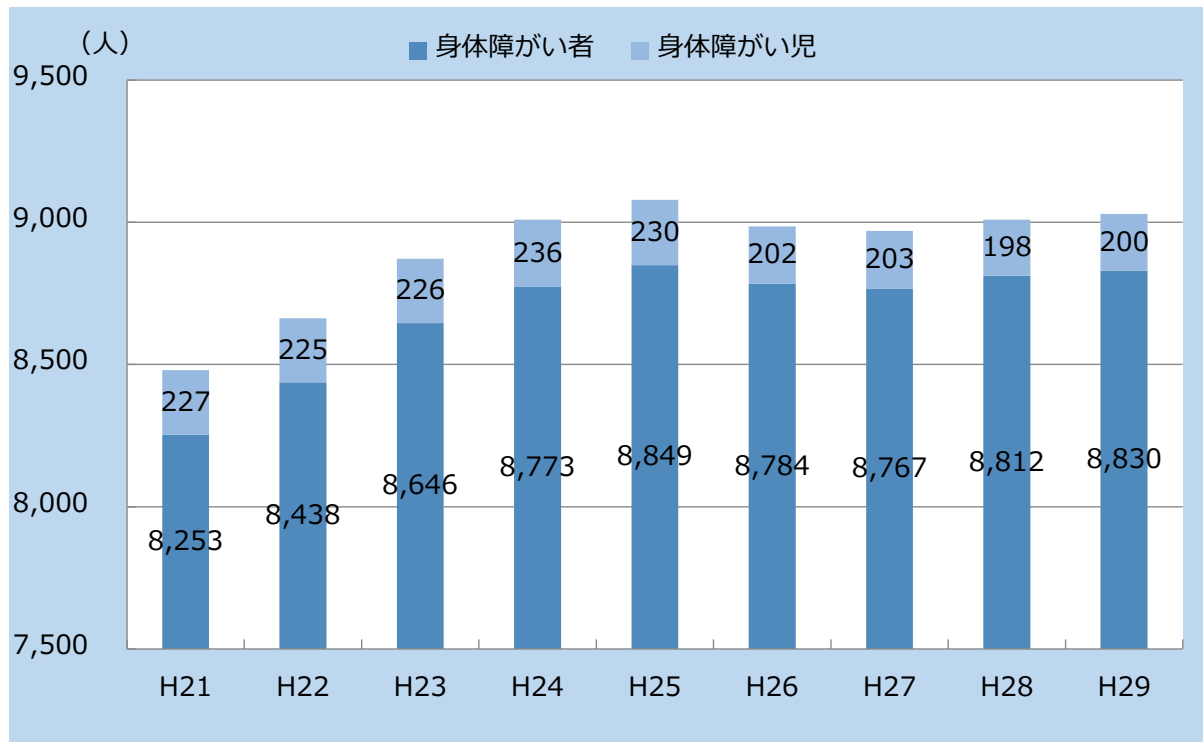
1 基礎データ

(1) 障害者手帳所持者数の推移（各年度末の人数）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
障害者手帳所持者数	10,832	11,268	11,669	12,002	12,197	12,293	12,450	12,724	12,820
身体障害者手帳	8,480	8,663	8,872	9,009	9,079	8,986	8,970	9,010	9,030
身体障がい者	8,253	8,438	8,646	8,773	8,849	8,784	8,767	8,812	8,830
身体障がい児	227	225	226	236	230	202	203	198	200
療育手帳	1,442	1,552	1,662	1,741	1,858	1,971	2,030	2,124	2,220
知的障がい者	918	972	1,029	1,093	1,163	1,244	1,286	1,331	1,390
知的障がい児	524	580	633	648	695	727	744	793	830
精神障害者保健 福祉手帳	910	1,053	1,135	1,252	1,260	1,336	1,450	1,590	1,570
精神障がい者	907	1,048	1,129	1,245	1,255	1,329	1,443	1,580	1,560
精神障がい児	3	5	6	7	5	7	7	10	10

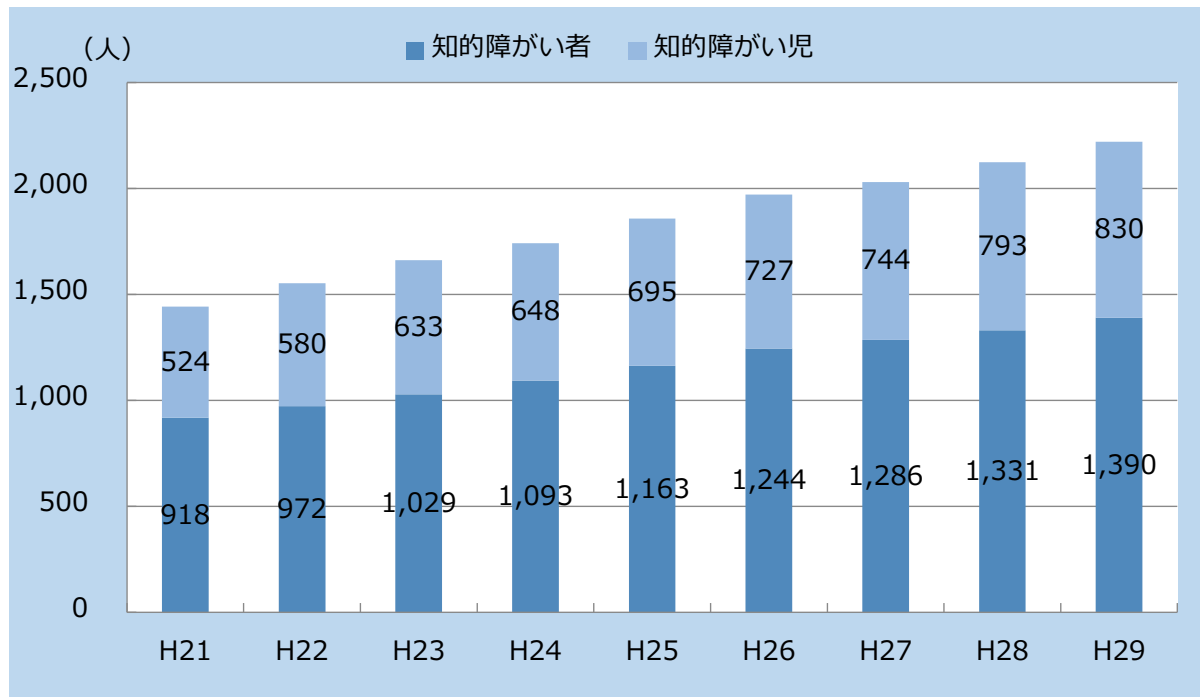
※平成 29 年度は見込者数。

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末の人数）



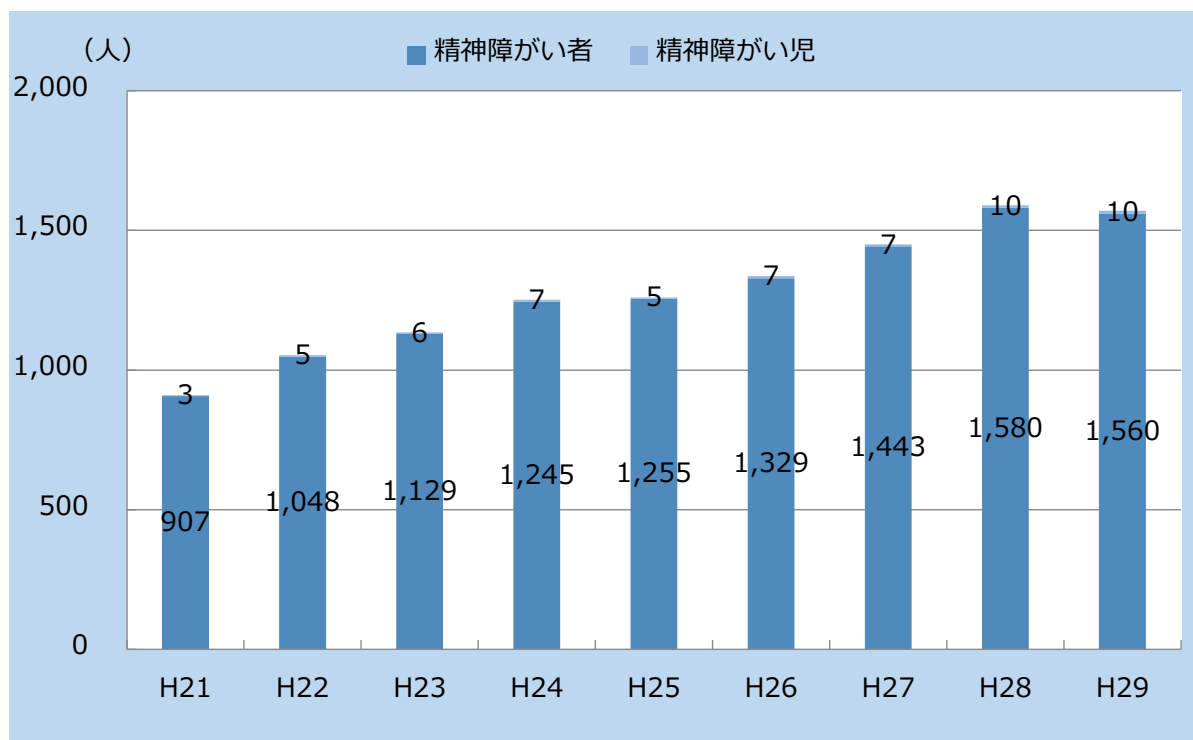
※平成 29 年度は見込者数。

(3) 療育手帳所持者数の推移（各年度末の人数）



※平成 29 年度は見込者数。

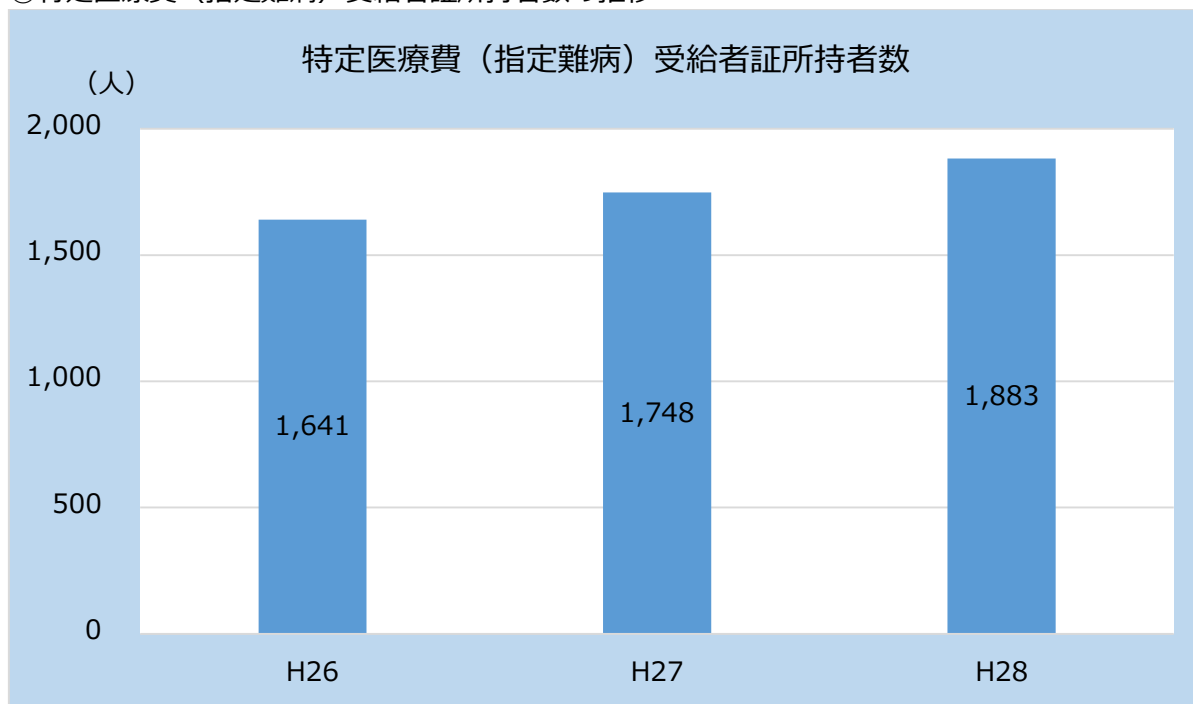
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (各年度末の人数)



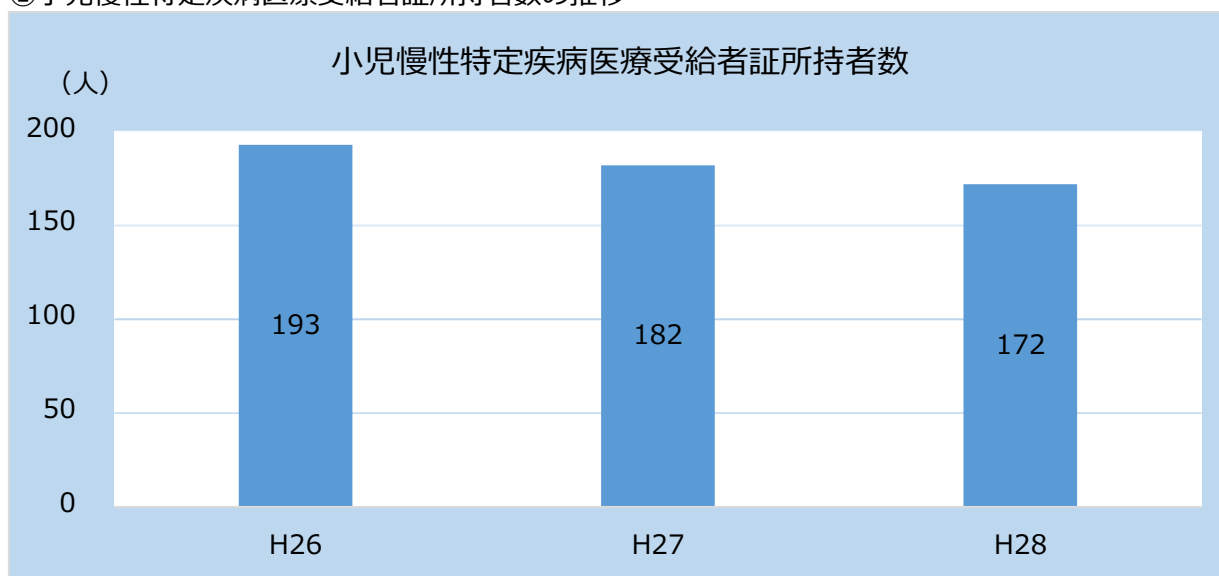
※平成 29 年度は見込者数。

(5) 難治性疾患患者の状況

① 特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者数の推移



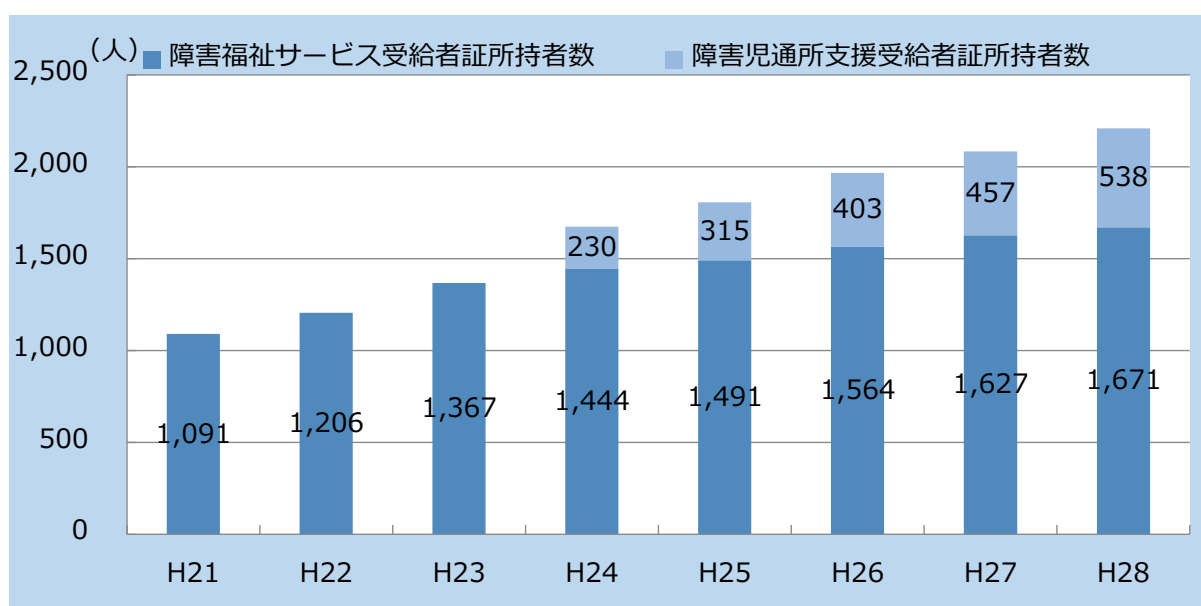
②小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移



(6) 障害福祉サービス等受給者証所持者数の推移(各年度末の人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害福祉サービス受給者証所持者数	1,091	1,206	1,367	1,444	1,491	1,564	1,627	1,671
障害児通所支援受給者証所持者数	-	-	-	230	315	403	457	538

※平成24年度より障害児通所支援受給者証所持者数を表示しています。



2 加古川市障害者施策推進協議会委員名簿

順不同・敬称略

関係機関・団体名／役職名	氏 名	備 考
兵庫大学生涯福祉学部 教授	柚 山 貴 要 江	会 長
加古川市社会福祉協議会 事務局長	水 田 利 一	副 会 長
関西福祉大学社会福祉学部 教授	谷 口 泰 司	
心のワークセンター家族会	山 口 隆 廣	
加古川市身体障害者福祉協会 事業部長	中 山 文 美 代	
加古川市手をつなぐ育成会 会長	澤 田 き み よ	
厚生労働省兵庫労働局 加古川公共職業安定所 所長	武 田 操	
兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 所長補佐兼地域保健課長	春 藤 由 里 子	
加古川市立加古川養護学校 校長	日 浦 明 彦	

※平成30年2月現在

3 計画策定の過程

実施年月日	会議名等	主な内容
平成29年6月22日	第1回加古川市障害者施策推進協議会	・計画策定の趣旨 ・策定スケジュール
平成29年7月13日 ～ 平成29年8月3日	障がい者関係団体意見交換	・自立支援給付等 ・地域生活支援事業等 ・その他
平成29年8月1日 ～ 平成29年8月16日	アンケート	・身体障がい者 731 通 ・知的障がい者 648 通 ・精神障がい者 621 通 合計 2,000 通 (有効回答率 46.8%)
平成29年8月31日	第2回加古川市障害者施策推進協議会	・計画骨子案 ・成果目標 ・その他
平成29年10月13日	第3回加古川市障害者施策推進協議会	・計画素案 ・パブリックコメント 実施方法 ・その他
平成29年11月1日 ～ 平成29年12月1日	パブリックコメント	計画素案への意見
平成29年12月14日	第4回加古川市障害者施策推進協議会	・パブリックコメント 結果報告 ・計画案の承認

4 用語解説

用 語		説 明
あ行		
い	一般就労	労働関係法の適用を受けて一般企業などで働くこと。
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為であり、医師法上の「医療行為」と区別されている。
	医療的ケア児	医療的ケアが必要な児童。
か行		
か	加古川市基本構想・総合基本計画	本市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合的・体系的に示し、市政を推進するうえで指針となるもの。
	加古川市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てができる社会を目指した「子ども・子育て支援制度」を踏まえ、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。
	加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会	手話が言語であることへの理解の普及や障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に係る施策について、障がい者及び支援者の意見を聴くための委員会。
	加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例	障がいのある人もない人も、円滑にコミュニケーションがとれることにより、互いに理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現させるため、市民に手話が言語であることへの理解を広めるとともに、手話、要約筆記、点字、音声、ひらがな表記など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の使用環境を整えることを目的とした条例。
	加古川市障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談支援業務を総合的に行うセンター。

	加古川市障がい者基本計画	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、障がいのある人が地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるための理念として、本市の基本姿勢や施策の方向性を示したものの。
	加古川市障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する相談・通報などを受け付け、障がいのある人や養護者に対して支援を行うセンター。
	加古川市障害者自立支援協議会	障害福祉の関係者による連携や支援体制に関する協議を行うための協議会。
	加古川市障害者施策推進協議会	障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障がい者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するための協議会。
	加古川市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、自助・互助・共助・公助の連携とともに、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築をめざして策定した本市の地域福祉に関する総合的な計画。
	加古川市立こども療育センター	体や手足の運動機能の発達に遅れがある就学前の子どもなどに、診察、訓練、保育などを行う児童福祉法に定める医療型児童発達支援センター。 また、センター内にある診療所では、運動面や体幹機能に障がいがある肢体不自由児に療育を行なうとともに、ことばが遅い、落ち着きがないなど、子どもの発達や成長面に対する支援を行っている。
く	グループホーム	障がいのある人が生活上の支援を受けながら共同で生活する地域社会の中にある住居。
け	権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
こ	行動障害	自傷や他害など、行動上に問題があること。

	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。なお、障害者差別解消法では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関などは合理的な配慮をしなければならないと規定されている。（事業者については、合理的な配慮をするように努めなければならないと規定されている。）
さ行		
さ	サービス等利用計画	障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。
し	支援費制度	障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。
	社会的障壁	社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）。
	就労移行率	ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。
	手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚に障がいのある人や音声または言語機能に障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを手話により支援する人。
	障害支援区分	障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。
	障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援のための措置などを定めた法律。
障害者の雇用の促進等に関する法律	障がいのある人の雇用義務などに基づく雇用の促進などのための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。
障がい者雇用率	障がいのある人が一般労働者と同じ水準において働くことを目的として障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、常用労働者の数に対する障がいのある人の雇用の割合。
障害者差別解消支援地域協議会	障がいのある人を支援する関係機関が地域の実情に応じたネットワークを組織し、障がい者差別に関する相談や相談事例を踏まえた取組を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置される協議会。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための法律。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者週間	障がいのある人自らの自立と社会参加への意欲と国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する期間であり、国際障害者デーであると同時に障害者基本法の公布日である 12 月 3 日から「障害者の日」である 12 月 9 日までの 1 週間をいう。
障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域で、雇用・保健福祉・教育など関係機関の連携拠点として、就業面や生活面における一体的な相談支援を行う機関。
障害者職業センター	障がいのある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がいのある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する施設。

障害者自立支援法	障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに関する給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。現在は障害者総合支援法に移行。
障がい者スポーツ	障害に応じた競技規則や実施方法を変更したり、用具などを用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツ。
障害者総合支援法	障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活と社会生活を総合的に支援することを目的として制定された法律。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障害児支援利用計画	障がいのある児童が障害児通所支援を適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に定められた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助のこと。
障害福祉施設	障害福祉サービスを提供する事業所や障がいのある人に創作活動や就労の機会を提供する地域活動支援センターなど、障がいのある人に関する支援を行う施設。
児童発達支援センター	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練などの支援を行う通所施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。
児童福祉法	児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律。
重症心身障害児	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある児童。

	授産製品	障がいのある人が障害福祉施設などにおいて、作業訓練の一環として製作したもの。
す	スポーツ教室	障がいのある人の健康と体力の増進、残存機能の回復を図るため、適切なスポーツの紹介と指導を行い、あわせて障がい者スポーツの普及を目指す事業。
せ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
	施策展開プラン	施策の課題を見出し、解決のための事業立案と見直しを行うことを目的とした、施策の基本方針、現状と課題、課題解決のための方針を示す施策改善計画。
そ	相談支援従事者初任者研修	相談支援専門員として、その業務に従事するために必要となる研修。
	相談支援専門員	障がいのある人などの相談に応じ、助言や連絡調整、サービス等利用計画の作成などの必要な支援を行う人。
	措置制度	市や県などが、要援護者に対して、社会福祉施設などへ入所または在宅サービスを利用させることを法律に従って決定する制度。
た行		
ち	地域移行	障害福祉施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院中の精神障がいのある人などが地域での生活に移行すること。
	地域生活支援拠点等	障がいのある人の生活を地域全体で支える体制。「①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談」、「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保」、「④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制作り」などの役割が求められる。
	地域定着	居宅や単身などで生活する障がいのある人が、地域生活を継続していくこと。

	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。
て	点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め点字の書籍や文書を作成する人。
な行		
に	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわゆる幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設。
は行		
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	ハローワーク	事業者から求人の申込みを受け、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介する公的な機関。公共職業安定所。
ひ	避難行動要支援者制度	市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を町内会などの支援関係者へ提供することで、災害時に避難の誘導や補助などの支援が必要な人が、平常時から避難行動や支援方法などを本人と支援関係者の間で計画し、災害に備える制度。
	ピアサポーター	障がいのある人が日常生活の中で直面するあらゆる問題について問題解決のための指導や助言を行う同様の立場にある人。
へ	ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などをカードに記載し、障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。
ほ	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	勤務などの事情により、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯や長期休業期間中に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の安全保護と健全育成を図る事業。「学童保育」とも呼ばれる。
	放課後等デイサービス	障がいのある学齢期の児童が、学校の授業終了後や休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進するサービス。

	放課後等デイサービスガイドライン	放課後等デイサービス事業所が当該サービスを提供するに当たって、障がい児への支援の質の向上のために必要となる基本的事項を示したもの。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うこと。
	防災チェックシート	災害時に命を守るため、日頃から防災への関心を高めることができるようチェック項目を掲載したもの。事業者向けと家庭向けの2様式がある。
ま行		
め	面的整備	地域生活支援拠点等に求められる各役割を、ひとつの機関に集中させるのではなく、地域の資源や既存のサービスをネットワーク化させることにより整備する方法。
も	モニタリング	サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況を把握し、利用者の状態や生活状況を確認して必要に応じサービス等利用計画を見直すこと。
や行		
ゆ	優先調達	障害福祉施設などから優先的・積極的に物品などを調達すること。
よ	要約筆記	話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。一般的にはパソコンまたはOHC（オーバー・ヘッド・カメラ）を使用し、スクリーンに投影する方法が用いられる。
ら行		
り	療育支援	障害の早期発見・早期治療または訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため実施する医学的治療や保育その他の支援（相談や指導、診断、検査、訓練など）。
ろ	朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする人。

第5期加古川市障害福祉計画・第1期加古川市障害児福祉計画

平成30年2月

加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

電 話 (079) 427-9372

FAX (079) 422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>

